

東広島市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

東広島市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の活性化を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、市民サービスの向上と地域の活性化を推進することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 健康づくり推進に関すること。
 - (2) 熱中症予防に関すること。
 - (3) 食育推進に関すること。
 - (4) 災害支援に関すること。
 - (5) スポーツ振興に関すること。
 - (6) その他、市民の健康でいきいきとした生活に資する取組に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は継続的な意見交換を行うものとし、具体的な実施事項については、協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和3年8月31日

甲 広島県東広島市西条栄町8番29号
東広島市

東広島市長 高 垣 廣 徳

乙 広島県広島市西区楠木町一丁目14番31号
大塚製薬株式会社

ニュートラルシューティカルズ事業部

広島支店長 前 田 朋 明